

平成29年12月1日
午前10時開会
議 場

1. 議事日程（第1日目）

- | | | |
|-------|------------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 認定第 1号 | 平成28年度上天草市歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 2号 | 平成28年度上天草市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 3号 | 平成28年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第68号 | 上天草市前島観光拠点施設条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第69号 | 上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第70号 | 平成29年度上天草市一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第11 | 議案第71号 | 平成29年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第72号 | 平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第73号 | 平成29年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第74号 | 平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第75号 | 平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第76号 | 和解及び損害賠償額の決定について |
| 日程第17 | 報告第13号 | 専決処分報告について（工事請負契約の変更について） |
| 日程第18 | 諮問第 4号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第19 | 諮問第 5号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第20 | 諮問第 6号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第21 | 諮問第 7号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（15名）

議長 園田 一博

1番 木下 文宣

2番 何川 誠

3番 嶋元 秀司

4番 切通 英博 5番 宮下 昌子 6番 西本 輝幸
7番 高橋 健 8番 小西 涼司 9番 新宅 靖司
10番 田中 万里 11番 北垣 潮 12番 島田 光久
13番 津留 和子 14番 桑原 千知

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

15番 田中 辰夫

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 市 長 | 堀江 隆臣 | 副 市 長 | 小嶋 一誠 |
| 教 育 長 | 高倉 利孝 | 総 務 企 画 部 長 | 和田 好正 |
| 市 民 生 活 部 長 | 舛本 伸弘 | 建 設 部 長 | 藤島 幸治 |
| 経 済 振 興 部 長 | 村川 和敬 | 教 育 部 長 | 中 文近 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 辻本 智親 | 上天草総合病院事務長 | 尾崎 忠男 |
| 総 務 課 長 | 山下 正 | 財 政 課 長 | 濱崎 裕慈 |
| 会 計 管 理 者 | 堀川 雅輔 | 水 道 局 長 | 小西 裕彰 |

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 宇藤 竜一 局 長 補 佐 松尾 伸之
主 事 木本 臣英

開会 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

本日、田中辰夫君から欠席の届けを受けておりますことを御報告いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第6回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(園田 一博君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に9番、新宅靖司君、10番、田中万里君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（園田 一博君） 日程第2、会期の決定については議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（北垣 潮君） おはようございます。

平成29年第6回上天草市議会定例会に当たり、11月2日及び24日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程表のとおり、本日12月1日が開会、提案理由の説明、11日は議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会は12月12日から14日までの3日間開催することとし、一般質問は15日、18日、19日の3日間行います。21日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は14件、その内訳は条例2件、補正予算6件、報告1件、諮問4件、そのほか1件です。議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等、慎重に審査し全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことに決定しましたことを御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） それではお諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から12月21日までの21日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成29年9月定例会以降の報告事項は、お手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は議会事務局で閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、行政報告。市長から行政報告の申し出がありました。これ

を許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

平成29年第6回市議会定例会の開催に当たり、本年9月議会以降の行政の主な取り組みにつきましてその概要を報告いたします。

まず初めに総務企画部門でございます。本市の防災力向上に向けて、災害時に活用する支援物資集積、搬送拠点等の確保に関し天草池田電気株式会社と、また避難所の拡充に関し児童養護施設みどり園と10月17日に新たに災害協定の調印を行いました。その上で11月7日には、今回協定を結んだ2社を含めた災害協定事業所11社と災害協定事業所合同会議を開催し、相互の連絡体制の強化や支援の時期等についての確認を行いました。市としては今後、災害協定事業所との連携を一層強化してまいります。

また11月26日には、消防団・自衛隊・熊本県・北消防署・上天草警察署などの関係機関並びに市内の自主防災組織や災害協定事業所と合同で土砂災害の発生を想定した総合防災訓練を実施いたしました。訓練は予告なしでの市職員の非常時招集訓練から始まり、姫戸町牟田地区で土砂災害が発生したことを想定した現地対策本部の設置訓練、自主防災組織と消防団の協力による避難誘導訓練、北消防署と上天草警察署による救助訓練などを実施し、災害対応能力の向上と相互の連絡強化などの確認を行ったところです。市としては、今回の総合防災訓練などを通じて、引き続き防災体制の強化に努めてまいります。

次に、市でInstagramが情報発信力のある若者や女性を中心に人気を集めている状況を捉え10月から「kiamagram」の運用を開始し、現在フォトコンテストも開催しているところであります。今後は、交流人口の拡大につながるよう市民を初め、観光客にもkiamagramへの投稿呼びかけ、本市の景観や食などの魅力を画像を通して、広く市外に発信してまいります。

次に、合併特例債の適用期限につきましては東日本大震災に伴い、特例法により、本市におきましても平成30年度まで延長されたところでございますが、平成28年熊本地震の影響により、新市建設計画に基づく建設事業について期限までに円滑かつ計画的な実施ができないおそれがあることから、合併特例債適用期限の再延長につきまして、全国市長会を通じて国に対し要望しているところです。市としても、本年7月に発足した岐阜市など9県、11市の首長からなる合併特例債の再延長を求める首長会にも参加し、総務省への要望活動など引き続き合併特例債の適用期限の再延長について国に対し強く要望してまいります。

次に大韓民国京畿道楊平郡への視察について報告いたします。本年7月の楊平郡からの友好都市締結の申し出を受けて10月20日から22日にかけて、執行部並びに市議会合同で現地を訪問しました。楊平郡は首都ソウルから車で約1時間の距離にあり、自然豊かな中に都市集積も進み、この10年間で人口が8万人から12万人に増加するなど、韓国でも著名な有数の活力のある魅力的な都市でございました。楊平郡はソウルの水がめとも呼ばれるなど、大河の上流に位置し、厳しい規制の中で水環境の保全に取り組むとともに、教育文化の振興や健康づくり、ス

スポーツ振興にも積極的に取り組まれ、保養施設や体育施設も充実しており、休日には保養・観光目的にソウルからの来訪者でにぎわっており、自然を生かした観光地づくりを目指す本市にとって大変参考になるものでした。意見交換の場では、姉妹提携に向けて機運を高めていくには行政だけでなく、各種団体・民間も含めた交流を一層推進し、双方のホームページや市報などを通じて地域の情報を紹介するなど、できることから交流を深めていくなど活発な意見が出されました。今回の訪問も踏まえて市では楊平郡の概要について市民の皆様に広く周知するとともに、一層交流の促進を図ってまいります。

続きまして9月定例会で今後の整備に向けた取り組みを報告いたしました。前島地区の観光交流活性化拠点施設並びに松島総合センターアロマメーンアリーナ空調設備の工事の一般競争入札に置いて、いずれも一者のみの入札参加申請になったことから上天草市条件付一般競争入札の取り扱い方針に基づき入札を取りやめ、入札条件等を精査するなど必要な対応をとった上で、現在改めて入札手続きを進めております。両工事ともこの入札事務が順調に進みますと、来年1月には臨時会を招集し、御審議いただく予定でございますので議員の皆様のお理解をお願いいたします。

八代・天草架橋については11月8日行政期成会、民間期成会合同で国土交通省に対し、架橋建設促進に係る要望活動を行ってまいりました。今後、国への要望活動を強化していくためにも架橋構想に係る啓発活動を広く展開しながら、構想実現に向けて関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に経済振興部門について御報告いたします。まずは、アサリ養殖の産業化に向けた実証実験の開始について御報告します。本事業は地方創生推進交付金を活用し、遊休状態となっているクルマエビ養殖場を活用したアサリ養殖の実証実験事業で10月18日に大矢野町維和地区の養殖場において、アサリの稚貝32万個を約1,500個ずつ養殖用カゴに分けて設置したところです。今回の実証実験を踏まえ、将来は民間事業所を通じて産業化を目指します。

次に観光分野について御報告します。11月4日にONSENガストロノミーウオーキング開催記念シンポジウムを上天草総合センターアロマで開催しました。シンポジウムには環境省の森本事務次官をお招きし基調講演をいただいたほか、日本観光振興協会の久保会長ほか日本の観光をリードする著名人によるパネルディスカッションを開催し、国立公園や温泉、自然を生かした本市の観光のあり方を提言していただきました。また、翌日のONSENガストロノミーウオーキングin上天草温泉には、関東・関西からの参加者を含み、定員の240人を超える申し込みがあり、晴天にも恵まれ盛況に終わったところです。参加者の皆様からは大変満足したとの声がかえり、ONSENガストロノミーリズムが新しい観光素材の一つとなると期待をしているところでございます。

次に、天草四郎メモリアルホールの展示物充実のため進めてまいりましたサンタマリア館の収蔵品の購入については、去る11月の臨時会で財産の取得について議決されたことを受け、現在契約手続を経て搬入の準備を進めており、展示開始の時期としては、天草四郎メモリアルホー

ルの一部改修完了後の来年4月を予定しています。

次に、建設部門について御報告いたします。10月22日から23日にかけての台風21号の暴風及び波浪により、市道湯島西線が被災しました。市道湯島西線は湯島を周回する島内における唯一の幹線道路と位置づけており、近年は市外からの観光客の多くが当該市道を利用し、散策されております。11月下旬には湯島の名産品である湯島大根等が出荷されることから、車両が通行できる道路幅員を確保するため、応急仮復旧工事を施工しました。今後は災害査定を経て災害復旧工事を実施し、速やかに復旧させる予定です。

次に、健康福祉部門について御報告いたします。上天草市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画につきましては、現在、施策・事業の進捗評価やサービス見込み料及び保険料の算定を行っており、12月上旬に第2回高齢者福祉計画等推進委員会を開催し、来年3月までに計画策定を行ってまいります。

次に、(仮称)大矢野宮津地区複合施設につきましては、大矢野森記念図書館の建てかえを契機として、宮津地区にある大矢野老人福祉センター含めた施設として整備するための検討委員会を設置し、10月25日と11月27日の両日開催し、整備に当たっての基本的な考え方、今後のスケジュール、施設の概要などについて説明を行い、御意見をいただきました。あわせて11月20日には地元大矢野地区区長連合会評議員を対象とした地元説明会を開催し、施設整備に対する御理解と御協力をお願いしたところです。今後の検討委員会や地元からいただいた貴重な御意見を参考としながら、具体的な検討を進めてまいります。

次に、上天草市交流センタースパ・タラソ天草の将来構想検討委員会につきましては、10月に委員会で策定した中間報告書をもとに市民の皆様へのパブリックコメントを実施したところです。その結果10件の御意見をいただき、その内容も踏まえ11月14日に第6回検討委員会を開催し、最終報告書案について取りまとめを行っていただきました。市としては今後スパ・タラソ天草将来構想検討委員会からの最終報告を受けて、今後の運営方針を決定し、指定管理者の協力を得ながら改革に取り組んでまいります。

最後に教育部門について御報告いたします。11月10日に維和小学校で同じく24日に大矢野中学校で「生きる力研究指定校発表会」がそれぞれ開催されました。研究・取り組みの成果発表があり、児童・生徒の学びの質に着目した教育改革の取り組みや一人一人の確かな学力の育成に向けての取り組みの充実に関して意見交換がなされました。また11月24日には上天草市総合教育会議を開催しました。この総合教育会議は、地域の教育の課題やあるべき姿を共有するために市長が主催する会議で、教育環境の整備及び教育等に関する重点施策について教育長を初め、4人の教育委員と協議を行いました。今後も総合教育会議を有効に活用し、より一層の教育行政の振興を図ってまいります。

スポーツの分野では、熊本県民体育祭が台風18号の影響で9月16日の1日に短縮され、人吉球磨地域を主会場に開催されました。上天草市選手団は18競技26種目308人が参加し、総合順位は18位の結果でした。

次に、平成30年3月11日に開催予定の第46回天草パールラインマラソン大会の参加受付を本日から開始いたします。今回はハーフの部でタイム測定を導入し、多彩なゲストを招き市内外から多くの参加を見込んでいるところがございます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（園田 一博君） これで行政報告は終わりました。

日程第 5 認定第 1号 平成28年度上天草市歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 2号 平成28年度上天草市水道事業会計決算の認定について

日程第 7 認定第 3号 平成28年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（園田 一博君） 日程第5、認定第1号から日程第7、認定第3号までの以上3件を一括議題といたします。

9月の第4回定例会において、決算特別委員会に付託し、継続審査となっております認定第1号から認定第3号までの決算認定3件について、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員長、新宅靖司君。

○決算特別委員長（新宅 靖司君） おはようございます。

決算特別委員会に付託されました平成28年度上天草市歳入歳出決算、平成28年度上天草市水道事業会計決算及び平成28年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の審査に当たするため10月24日から26日までの3日間、当委員会を開催しましたので、その経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、上天草市一般会計及び特別会計決算審査意見書並びに基金運用状況審査意見書について、監査委員から市長から審査のため付された各会計及び基金運用状況について、平成29年7月3日から平成29年8月10日にかけて審査を実施した。一般会計及び特別会計における歳入歳出決算等、また、水道事業会計及び病院事業会計における決算報告書等を審査した結果、法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿及び諸証書類と照合し、係数は誤りのないものと認められたと説明がありました。

次に認定第1号、平成28年度上天草市歳入歳出決算の総括概要について、執行部から一般会計及び九つの特別会計歳入の合計は301億1,462万7,000円、歳出合計は285億8,279万5,000円で歳入歳出したがって差引額は15億3,183万2,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億350万7,000円を控除した実質収支は7億4,210万2,000円である。本市の財政状況については、市税を初めとする自主財源に乏しく、歳入総額の約4割を占める地方交付税に大きく依存している状況であり、今後も人口減少や少子高齢化、さらには普通交付税の1本算定化による地方交付税の減少に伴い歳入の減少が見込まれることから、引き続き自主財源の確保と歳出削減による財政運営の

健全化に努めてまいりたいと総括がありました。

認定第1号、平成28年度上天草市一般会計歳入歳出決算の認定について、委員会での主な質疑内容や意見等を要点を部局ごとに報告させていただきます。議会事務局所管、監査委員事務局所管、選挙管理委員会所管、会計課所管、農業委員会所管については、課長、事務局長及び書記長から主要施策成果説明書及び決算書により説明がなされ、慎重に審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に総務企画部所管について、委員から集落サポートプロジェクト事業委託料について事業の実施状況、実施による効果、課題はどのようになっているかと質疑があり、執行部から、本事業は県の委託事業であり、日常生活支援などの集落の維持活性化に資する取り組みを支援するために当市が県から受託し実施したものである。主に姫戸町、龍ヶ岳町高戸地区、松島町教良木地区等に置いて、移動販売車による食料品や日用品等の販売、高齢者サロンの開催による高齢者の見守り活動等を実施している。移動販売は巡回地区の住民に好評をいただいております、買い物弱者の解消について一定の効果が上がっている。また、課題としては、移動販売は広範囲な地域を巡回するため経費がかさむこと、販売量も限られることから、事業継続のために必要な事業収益の確保が必要と考えられていると答弁がありました。また委員から、事業を継続する必要があると思うが、委託事業に限っては単年度事業となるのかとの質疑があり、執行部から、この委託事業実施自体は単年度事業となっているが当該NPO法人がほかに行っている事業とあわせて事業の継続をお願いしたいと考えていると答弁がありました。このほかにも委員から出された質疑や意見要望等を踏まえ、審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に経済振興部所管について委員から、職業疑似体験システム構築委託料について活用状況、効果の検証は行われているかと質疑があり、執行部から、海運業疑似体験システムについては平成28年度地方創生加速化交付金を活用して、平成29年3月から本格導入している。本年6月に龍ヶ岳中学校、10月に維和中学校において出前講座を実施し、海運業・上天草の産業等について紹介を行った。効果の検証については本年3月に導入したこともあって、効果検証までには至っていないが、システムも効果的に活用するため海運業のPRのみならず、市内企業の職場風景の動画を作成し、企業紹介ツールとして活用するなど幅広い利用を行っているとの答弁がありました。この答弁に対し委員から、今後も継続して活用すると思うが、今後どのような活用方法を検討されているかと質疑があり、次年度以降については、市内小中学校を中心に小学生には働くことの観点から、中学生には産業の観点から本システムを活用した出前講座の開催を継続して展開し、将来的な人口減少対策、市内企業への雇用対策及び海運業の担い手不足対策に結びつけたいと考えていると答弁がありました。このほかにも委員から出された多くの質疑や意見、要望を踏まえ、審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に建設部所管について、委員から市営住宅使用料収入未済額について滞納の回収に当たって、どのように取り組まれたのかと質疑があり、執行部から、収入未済額については149万6,800円となっており、未納世帯は26戸となっている。そのうち常習的な滞納者が10名で、そのほかは

短期的な未納となっている状況である。滞納の回収については、市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づき、納付期限を過ぎた場合、20日以内に督促状を発送している。さらに督促状に指定した期日までに納付しない滞納が2カ月分となった場合、電話、訪問、呼び出しの方法で納付の督促を行っているが、この督促に対し委員から、滞納分については督促状の発送等対応されているが、これまで以上に努力しないと滞納額は減らないと考えている。今後も滞納分の回収に力を注いでいただきたいと意見がありました。このほかにも委員から出された質疑や意見要望を踏まえ、審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に市民生活部所管について、委員から郵便局ファクス機器リース料について、市民の利用状況はどのようになっているかと質疑があり、執行部から平成28年度の利用状況は11カ所の郵便局で申請件数124件、交付件数135件となっている。その申請件数の内訳としては大矢野郵便局17件、江樋戸郵便局13件、柳郵便局19件、維和郵便局16件、松島郵便局4件、阿村郵便局0件、姫戸郵便局12件、二間戸郵便局13件、龍ヶ岳郵便局11件、大道郵便局14件、樋島郵便局5件となっていると答弁がありました。この答弁に対し、委員から利用状況については出張所と近いなどの地理的条件も関係すると思うが、そのような場合も郵便局に設置する必要があるのかと質疑があり、執行部から、利用者がふえない理由としては広報活動等の不足も考えられるが、地理的条件も理由と考えている。ファクスのリース契約期間が平成30年2月までとなっていることから、今後見直し等を検討していきたいと考えていると答弁がありました。委員から、リース料は年間500万円以上あることから、利用者が少ない場所や利用がない場所については検討の必要があると考えている。また、郵便局で住民票等の取得ができることを知らない市民もいる可能性があることから、広報活動等をしっかり行っていただきたいと意見がありました。このほかにも委員から出された質疑や意見、要望を踏まえ、審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に健康福祉部所管について、委員から、敬老行事補助金について敬老会への参加者数は把握しているのか、また不参加の方も多くいると思うが、市民からはどのような意見が上がっているのかと質疑があり、執行部から敬老行事の対象者については平成28年度8,110名となっており、参加人数については敬老行事实行委員会からの実績報告書をもとに把握している。市民からの意見等については挙がっていない状況であると答弁がありました。この答弁に対し委員から、合併当初は対象年齢を75歳と設定しており、その後70歳に対象年齢が引き下げられた。70歳は健康な方も多いように感じているのでアンケート等を実施して、対象年齢の引き上げ等の検討を行っていただきたいと意見がありました。このほかにも委員から出された質疑や意見要望を踏まえ、審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に教育部所管について委員から、地域教育力醸成指導員報酬についてどのような成果があらわれたのかと質疑があり、執行部から、本事業は平成28年度から上天草まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき実施したものであり、地域教育力醸成指導員1名を雇用し、地域の学校と子どもに対する支援状況、人材、組織の把握に努めるとともに、家庭教育の推進が図られたと考え

ていると答弁がありました。この答弁に対し委員から、地域にはどのような影響があったと考えられるかと質疑があり、執行部から、これまでは学校に対して地域が協力するような考えで取り組みがなされていたが、今後は学校側が地域に入り込むような流れの考え方に変わってきている。このような状況の中、地域教育力醸成指導員は地域と学校を結ぶことができる地域人材の発掘、橋渡しとなる役割を担っていると答弁がありました。このほかにも委員から出された質疑や意見要望を踏まえ、審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算について、委員から、特定検診事業負担金についてさまざまな努力をされているが、受診率が上がらない理由の分析は行っているかと質疑があり、執行部から、受診率が上がらない理由については健康に対する意識の差が激しく二極化していることや1回も受けてない方は所得が低い等経済的な理由があるとデータから分析している。このような状況を踏まえ経済的な理由で受診できない場合は証明書等を持参していただければ、無料で受診できるような制度の検討を行っていきたいと考えている。また、市民意識調査では健診を受けたことがあるかとの設問に対し、年に1回健診を受けたことがあると回答している方が8割いることから、行政と市民の健診に対する意識のずれがあると感じていると答弁がありました。この答弁に対し委員から、担当課として大変努力されており、課題等もあると思うが年齢によって安く受診できる健診、早期発見による早期治療に成功された方の体験談等の周知活動や地域の会合等を利用した出前講座等の取り組みも必要と考える。医療費削減のためにこれまで以上に力を入れて取り組んでいただきたいと意見がありました。このほかにも委員から出された多くの質疑や意見要望を踏まえ、審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に診療所特別会計の決算について、部長及び課長から総括概要、主要施策成果説明書及び決算書により説明がなされ、慎重に審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に介護保険特別会計決算について、委員から、介護予防サービス給付費について不用額が発生した理由及び介護予防サービス費が減少している理由は何が考えられるかと質疑があり、執行部から、不用額が発生した理由については月ごとの実施実績に大きな差が生じる可能性があることから、過去3カ年の平均において予算を算出しており、平成26年度分が例年に比べ多かったことから不用額が生じた。また、平成28年度における介護予防サービス給付費は、平成27年度と比較して17万3,442円の減となっている。理由としては延べ人数はふえているが、単価の減少や法改正による要介護3以上の方の利用がグループホーム等のショートステイを優先的に入所できるため、要支援者の利用率が減少したことによるものと考えていると答弁がありました。このほかにも委員から出された多くの質疑や意見要望を踏まえ、審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に斎場特別会計の決算につきましては、課長から、総括概要、主要施策成果説明書及び決算書により説明がなされ、慎重に審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に天草四郎メモリアルホール特別会計の決算について、委員から、展示等改修委託料について不用額が発生した理由は何かと質疑があり、執行部から、当初予算242万4,000円のうち129万7,560円で展示品のレプリカの作製を予定していたが、熊本地震の対応に追われている間に発注が遅れ、レプリカの製作期間を確保することができず、レプリカの作製を見送ったまた入札による残額が発生したことによって、不用額が発生したと答弁がありました。この答弁に対し委員から見送ったレプリカの作製はどのような計画になっているのかと質疑があり、執行部から、今年度はレプリカの作製の予算を確保していない状況の中、サンタマリア館の収蔵品の購入の話があったことから、レプリカ作製を行わず、収蔵品を購入する方針に変更していると答弁がありました。このほかにも委員から出された質疑や意見要望を踏まえ、審査を行い、起立採決の結果認定すべきものと決定いたしました。

次に公共下水道事業特別会計の決算について、委員から、現年度分の受益者使用料の未済額の件数及び内訳はどのようになっているのか、また、回収はどのように行っているのかと質疑があり、執行部から、現年度分使用料滞納額は1,498人で715万1,257円となっている。滞納額増加の理由としては、大口滞納者1名分225万5,685円と平成29年度企業会計移行に伴い、3月31日で下水道特別会計を出納閉鎖したことにより、3月分の使用料が4月に歳入として入ってきたため生じたものである。回収方法については、滞納者への電話及び面会納付による催告、常習的な滞納者に対しては、水道局と連携して徴収を行っていることと答弁がありました。また、委員から、下水道処理施設を保有している自治体においては大変厳しい経営状況となっている。当市においても収入未済額は一般会計からの多額の繰り入れにつながることから、徴収対策を強化するとともに、施設改修については長寿命化計画等において、今後の方向性をしっかり検討して取り組んでいただきたいと意見がありました。慎重に審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に物揚場造成事業特別会計の決算につきましては、部長及び課長から、総括概要、取り組み状況、主要事業内容の説明がなされ、慎重に審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、部長及び課長から総括概要、取り組み状況、主要事業の内容の説明がなされ、慎重に審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に電気事業特別会計事業の決算について、部長及び課長から総括概要、取り組み状況、主要事業内容の説明がなされ、慎重に審査を行い、起立採決の結果認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第2号、平成28年度上天草市水道事業会計歳入歳出決算について委員から、年間有収水量率が前年度と比較して0.3%改善しているが理由は何が考えられるかと質疑があり、執行部から、年間有収水量の率の改善の理由については老朽管の布設がえ、委託事業者及び職員が実施した漏水調査等によって発見した漏水箇所の修理によるものと考えていると答弁がありまし

た。この答弁に対して委員から、年間有収水量をさらに改善するためにどのような対策を行っていく予定かと質疑があり、執行部から、単独事業・補助事業等を活用しながら、老朽管の更新事業及び漏水調査の実施を行っていく。また、無収水量ととして取り扱っている火災時の消火使用水量や消火栓点検時の使用水量を把握することによって、さらなる向上を図ることができると考えていると答弁がありました。このほかにも委員から出された質疑や意見等を踏まえ、審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定しました。

次に認定第3号、平成28年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算について、委員から、過年度医業未収金について、昨年から改善しており、監査委員から計画的な収納方法等検討されるようにと指摘がされているが、どのような努力を行ったのかと質疑があり、執行部から、これまで個人の未収金台帳がうまく整理されていなかったため、個人の未収金台帳を整理し、月々の納入額、納入日を設定し、入金をしていただいている。入金の確認がとれない場合は電話催告を行い、高齢のため交通手段がない場合等は訪問し、徴収している状況である。また、生活状況等を勘案しながら継続的に少しでも多く徴収するように取り組んだと答弁がありました。また、委員から、1人当たりで未収金が多い方と1番古い未収金は何年前からのものかと質疑があり、執行部から、金額が最も多いもので75万円、1番古いものは平成2年度からとなっていると答弁がありました。この答弁に対し委員から、未収金の回収計画はどのようになっているのか、もっとスピーディーに対応する必要があるのではないかと質疑があり、執行部から平成2年度からの方は平成26年の支払いを最後に所在不明となっていることから、不納欠損も視野に入れて検討している。また、75万円の方は5、6年程度を要すると考えているが一括して支払われる事例もあることから、病院としては引き続き回収の努力をしたいと答弁がありました。このほかにも委員から出された質疑や意見等を踏まえ、審査を行い、起立採決の結果、認定すべきものと決定しました。

以上が決算特別委員会で審査した内容であります。本委員会審査を通じて委員各位から述べられた指摘や意見、要望事項については、今後の行政執行及び予算編成に当たり、十分に反映していただくよう要望いたしまして、委員長報告を終わります。各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま、委員長から報告がありました案件について、順次採決を行います。

まず、認定第1号、平成28年度上天草市歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、認定第1号、平成28年度上天草市歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成28年度上天草市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、認定第2号、平成28年度、上天草市水道事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成28年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、認定第3号、平成28年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定については認定することに決定しました。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

日程第 8 議案第68号 上天草市前島観光拠点施設条例の制定について

日程第 9 議案第69号 上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第70号 平成29年度上天草市一般会計補正予算（第8号）

日程第11 議案第71号 平成29年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

日程第12 議案第72号 平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第73号 平成29年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第74号 平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第75号 平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第76号 和解及び損害賠償額の決定について

日程第17 報告第13号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第68号から日程第17、報告第13号までの以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 平成29年第6回上天草市議会定例会に提案します議案につきまして御説明いたします。今定例会には、上天草市前島観光拠点施設条例の制定についてなど条例議案2件、平成29年度上天草市一般会計補正予算（第8号）などの予算議案6件、和解及び損害賠償額の決定についての議案1件、専決処分の報告についての報告案件1件、人事案件として、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問案件4件、合計14件を提出しております。各議案の詳しい内容につきましては所管部局長より説明いたしますので議員の皆様におかれましては御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から順次議案内容の説明を求めます。

まず、議案第68号を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書1ページをお願いします。議案第68号、上天草市前島観光拠点施設条例の制定について御説明いたします。平成26年度から社会資本整備総合交付金を活用して事業に取り組んでいる前島・千巖山地区総合開発事業の中核施設として位置づけております前島観光拠点施設については、平成30年度末までに、観光情報を発信する観光交流機能、地域特産品等の販売機能、アウトドアスポーツの体験が可能な体験機能を有する施設等を整備します。また、施設の管理運営に当たっては、指定管理者制度を導入することとしていますが、施設の供用開始と指定管理者による管理運営を同時にスタートさせるためには、指定管理候補者の選定についてできるだけ早期に着手する必要があるとございます。以上のことから、地方自治法第244条の2第1項の規定により、今議会において上天草市前島観光拠点施設条例を制定し、上天草市前島観光拠点施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があるとございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第69号を教育部長。

○教育部長（中 文近君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書8ページをお願いします。あわせて、説明資料の4ページをお願いします。議案第69号、上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例の一部改正は、上天草市松島総合運動公園陸上競技場の改修に伴い、この施設の使用料を改定するものでございます。内容につきましては、同条例の別表（1）施設使用料のサッカー場の使用料を現在の1時間当たり市内在住者料金の全面400円を2,000円に、半面

200円を1,000円に市外利用料金の全面800円を4,000円に、同じく半面、400円を2,000円に改めるものでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。また、経過措置といたしまして、改正後の別表の(1)の表の規定は、この条例の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料につきましては、従前の例によることとします。提案理由といたしましては松島総合運動公園陸上競技場の改修に伴い、その使用料を改正する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第70号を総務企画部長。

○総務企画部長(和田 好正君) 議案書9ページをお願いします。議案第70号、平成29年度上天草市一般会計補正予算(第8号)について御説明いたします。皆さんのお手元に説明文を配付していますので読み上げて説明させていただきます。なお、100万円以下の補正につきましては説明を省略させていただきます。また、歳出予算のうち職員給与等の人件費につきましても説明を省略させていただきます。

予算書1ページをごらんください。歳入歳出それぞれ3億9,844万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を187億2,008万1,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。第2表の繰越明許費は、大矢野宮津地区複合施設整備事業、龍ヶ岳保育園建設事業の合計4,870万円を平成30年度へ繰り越して事業実施するものでございます。

6ページをごらんください。第3表の債務負担行為の補正は、議会中継システム保守料他16件の債務負担行為の限度額を16億3,679万2,000円とするものでございます。これは主に3月補正予算議決前に契約を締結し業務に取りかかる必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

予算書8ページをごらんください。第4表の地方債の補正は、過疎対策事業債を640万円増額するなど、起債限度額の合計を22億3,006万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。11ページをごらんください。45(款)10(項)10(目)地方交付税2億5,436万6,000円の増額は、平成29年度普通交付税額の決定に伴い当初算定との差額を計上するものでございます。65(款)国庫支出金、10(項)国庫負担金は1億5,195万円の増額でございます。内訳といたしまして10(目)民生費国庫負担金7,363万円の増額は、障害者自立支援事業に係る給付見込み額の増加に伴う、障害者自立支援法介護給付費等負担金1,440万5,000円と障害児入所費及び入所医療費等負担金611万6,000円、広域利用施設型給付費及び私立保育園施設型給付費の給付見込み額の増加に伴う保育・教育給付費負担金5,310万9,000円を計上するものでございます。20(目)災害復旧費国庫負担金7,832万円の増額は、台風21号により被災した市道湯島西線道路災害復旧工事に伴う公共土木施設災害復旧費負担金の計上でございます。65(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金は1億4,972万3,000円の減額でございます。主なものといたしまして、45(目)商工振興費補助金1億5,031万円の減額は、前島地区総合開発整備事業補助金交付決定により計上するものでございます。

12ページをごらんください。70(款)県支出金、10(項)県負担金は3,721万4,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目)民生費県負担金3,721万4,000円の増額は、障害者自立支援事業に係る給付見込み額の増加に伴う障害者自立支援法介護給付等負担金720万2,000円と障害児通所給付費等負担金305万8,000円、広域利用施設型給付費及び私立保育園施設型給付費の給付見込み額の増加に伴う保育・教育給付費負担金2,655万4,000円を計上するものでございます。70(款)県支出金、15(項)県補助金は314万1,000円の減額でございます。主なものといたしまして、25(目)農林水産業費県補助金301万円の減額は、機構集積支援事業補助金の交付決定により計上するものでございます。

13ページをごらんください。95(款)諸収入、35(項)雑入1,043万円の増額は、熊本地震関連業務のため、益城町に派遣している本市職員の給料等の返還金409万1,000円、平成28年度事業費の確定による後期高齢者医療療養給付費返還金375万1,000円、老人医療過年度分返還金107万1,000円、湯島学校用地のり面崩壊に伴う総合賠償補償保険料131万9,000円を計上するものでございます。99(款)市債、10(項)市債は9,736万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、50(目)災害復旧事業債1,950万円の増額は、台風21号により被災した市道湯島西線道路災害復旧事業に係る災害復旧事業債を計上するものでございます。55(目)過疎対策事業債640万円の増額は、平成29年度過疎対策事業債(ソフト分)発行可能額の決定に伴い、子供医療費助成事業分を増額するものでございます。65(目)臨時財政対策債1億343万2,000円の減額は、平成29年度臨時財政対策債発行可能額の決定に伴い、当初予算額との差額を計上するものでございます。75(目)合併特例債1億7,880万円の事業費の増額は、新規事業の実施及び国庫補助金の減額等に伴い、前島地区総合開発整備事業1億3,670万円、龍ヶ岳保育園建設事業250万円、千巖山地区総合開発整備事業610万円、今津小学校プール塗装事業1,170万円、大矢野複合センター建設事業2,470万円を増額する一方で、単県海岸保全事業(県負担金)290万円を減額するものものでございます。95(目)緊急防災・減災事業債390万円の減額は、消防庁舎建設事業(負担金)の起債対象事業費の減に伴い当初予算額の差額を計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

15ページをごらんください。15(款)総務費、15(項)徴税费、10(目)税務総務費325万1,000円の増額は、過年度分の市税に係る過誤納還付金300万円などを計上するものでございます。

16ページをごらんください。20(款)民生費、10(項)社会福祉費は1億866万9,000円の増額でございます。

15ページをごらんください。内訳といたしまして、10(目)社会福祉総務費4,162万8,000円の増額は、介護保険介護給付費の見込み額の増加に伴う現年度分(市費)介護給付費繰出金4,082万3,000円などを計上するものでございます。

16ページをごらんください。15(目)社会福祉施設費2,610万円の増額は、大矢野宮津地

区複合センター建設にかかる実施設計業務委託料2,600万円などを計上するものでございます。
20(目)障害者福祉費は、障害者自立支援事業に係るサービス利用者等の増加や制度改正により給付額の増加が見込まれることから、介護給付費等4,104万4,000円を増額するものでございます。

17ページをごらんください。20(款)民生費、15(項)児童福祉費は8,146万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目)児童措置費8,124万円の増額は、龍ヶ岳保育園建設事業に係る外構工事測量設計業務委託料270万円、市外の保育所等への広域入所利用者の増に伴う広域利用施設型給付費1,258万8,000円、市内の保育所等への入所者の増加等に伴う私立保育園施設型給付費6,517万円などを計上するものでございます。

18ページをごらんください。20(款)民生費、20(項)生活保護費は1,255万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして17ページをごらんください。15(目)扶助費1,236万7,000円の増額は、平成28年度国庫負担金の実績確定による生活扶助費等国庫負担金過年度分返還金398万1,000円、医療扶助費等国庫負担金過年度分返還金624万5,000円及び介護扶助費等国庫負担金過年度分返還金214万1,000円などを計上するものでございます。

18ページをごらんください。25(款)衛生費、10(項)保健衛生費282万3,000円の減額は10(目)保健衛生総務費におきまして、済生会みすみ病院に対する公的病院等運営費補助金の額の決定に伴い、当初予算との差額284万円を減額するものでございます。

25(款)衛生費、20(項)病院費、10(目)病院費106万4,000円の増額は、上天草看護専門学校の生徒のうち、熊本地震で被災し、授業料等の納付が困難となった生徒に対する授業料等の減免措置に係る熊本地震被災児童生徒就学支援等事業負担金を計上するものでございます。

19ページをごらんください。25(款)衛生費、25(項)10(目)水道費1,143万8,000円の増額は上水道事業補助金につきまして、平成29年度上水道事業及び簡易水道事業の高料金対策に対する繰出基準額と当初予算との差額を計上するものでございます。

35(款)農林水産業費、10(項)農業費は176万3,000円の増額でございます。内訳といたしまして10(目)農業委員会費232万2,000円の減額は、平成29年度熊本県機構集積支援事業補助金の減額に伴い、パソコンリース料を減額するものなどございます。20(目)農業振興費274万1,000円の増額は、ミニトマトの産地化及び地域農業の担い手育成を目的としたJAあまくさによる実証栽培用環境制御型ハウスの整備に係る研修施設建設工事補助金247万5,000円などを計上するものでございます。40(目)施設監理費127万2,000円の増額は、上東排水機場の建物火災後に設置した仮設電気盤の撤去等に係る仮設電基盤整備工事を計上するものでございます。

20ページをごらんください。40(款)10(項)商工費は945万円の増額でございます。内訳といたしまして15(目)商工振興費800万円の増額は、樋合西側道路の詳細設計に伴う構造物設置箇所等の地質調査業務委託料600万円、前島地区観光交流拠点施設と新築工事に係る外構工事測量設計業務委託料400万円、道路改良工事の計画変更に伴う市道前島1号線道路改良工事4,000万円及び誘致企業からの交付申請に伴い、企業立地促進及び雇用促進事業補助金につい

て当初予算との差額200万円を増額する一方で道路改良工事の計画変更に伴い、市道前島2号線道路改良工事4,400万円を減額するものでございます。20(目)観光費145万円の増額は、千巖山展望所道路整備事業計画に係る筆界の確定及び分筆作業のための地積測量図作成業務委託を計上するものでございます。

21ページをごらんください。50(款)10(項)消防費145万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして15(目)非常備消防費190万8,000円の減額は、消防団退団者に対する功労金について支給実績により216万円を減額するものなどでございます。30(目)防災管理費336万4,000円の増額は、大雨や台風などの災害待機時の時間外勤務手当が不足することから319万5,000円増額するものなどでございます。

22ページをごらんください。55(款)教育費10(項)教育総務費、15(目)事務局費210万2,000円の増額は、台風3号による湯島学校用地のり面崩壊に伴い、土砂の流入により、のり面下の家屋及び家財の損壊に対する賠償金132万円などを計上するものでございます。55(款)教育費、15(項)小学校費は1,940万4,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)学校管理費1,913万4,000円の増額は、小学校の特別教科である道徳使用教科書の採択に伴い、教師用の教科書、教科指導書、指導用教材の購入等に掛かる消耗品費223万4,000円、特別支援学級の新設に伴い、対象児童の受け入れ環境の整備等に必要とな修繕費135万8,000円及び備品購入費200万8,000円、老朽化に伴う今津小学校プール塗装工事に係る実施設計業務委託料140万円及び工事費1,110万円、国庫補助事業を活用した空調設備の設置に係る施設整備計画を策定するための基本設計業務委託料103万4,000円などを計上するものでございます。

23ページをごらんください。55(款)教育費、20(項)中学校費は204万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして15(目)教育振興費117万6,000円の増額は、要保護及び準要保護就学援助費援助費における新入学用品費について、平成30年度入学予定者分から入学前に支給可能となった経費166万1,000円などを計上するものでございます。

24ページをごらんください。55(款)教育費、30(項)保健体育費は229万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、23ページをごらんください。10(目)保健体育総務費197万6,000円の増額は、スポーツ合宿等の利用者数の増加に伴い、助成金175万円を増額するものなどでございます。15(目)は体育施設費につきましては、松島陸上競技場人工芝工事設計業務委託の入札により685万3,000円を減額する一方で、24ページをごらんください。サッカー競技の合宿誘致等の促進に当たり、日本サッカー協会(JFA)公認の取得に必要な松島陸上競技場JFA規格に基づくフィールドテスト委託料129万7,000円、人工芝の適切な管理のための人工芝への土砂の混入防止に必要な松島陸上競技場トラック部分簡易人工芝購入費523万2,000円などを計上するものでございます。

60(款)災害復旧費、15(項)公共土木施設災害復旧費9,790万円の増額は、台風21号の影響により被災した市道湯島西線道路災害復旧工事費を計上するものでございます。75(款)予備費3,615万2,000円の増額は、歳入歳出予算額の調整のため計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定といたしまして議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第71号から議案第72号まで、2件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書の10ページをお願いいたします。議案第71号、平成29年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の25ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ3,469万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億1,702万4,000円とするものでございます。歳入歳出予算につきましては、28ページからの事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入といたしましては25（款）国庫支出金3,462万円の増額は、保険給付費等の増額による国庫負担分を補正するものです。55（款）繰入金7万8,000円の増額は、情報連携に関する対応分として事務費繰入金を補正するものです。

31ページをごらんください。次に、歳出といたしましては10（款）総務費、13万8,000円の減額は、国保制度関係教務準備事業システム改修委託料21万6,000円の減額と番号制度システム改修業務委託料7万8,000円の増額を補正するものです。15（款）保険給付費1億782万2,000円の増額は、一般被保険者分の療養給付費等7,663万円及び高額療養費3,119万2,000円の不足が見込まれるため補正するものです。50（款）諸支出金162万7,000円の増額は、平成28年度国民健康保険調整交付金の実績に基づく返還金を計上するものです。

32ページをごらんください。55（款）予備費7,461万3,000円の減額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものです。

以上が、平成29年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の概要でございます。提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。議案第72号、平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号を）別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の33ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ3億2,759万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,284万5,000円とするものでございます。

なお、今回の補正は介護給付費及び地域支援事業費の増額見込みによる補正が主なものでございます。歳入歳出予算につきましては、36ページからの事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入といたしましては10（款）保険料7,186万4,000円、20（款）国庫支出金8,233万8,000円、25（款）支払基金交付金9,146万4,000円、30（款）県支出金4,083万1,000円、45（款）繰入金4,110万円のそれぞれを増額するもので、保険給付費及び地域支援事業費における一般介護予防事業の増額見込み並びに介護保険制度改正に伴うシステム改修費の国庫補助内

示等により、補正するものです。

次に歳出といたしましては、10（款）総務費93万8,000円の増額は、制度改正に伴う介護保険及び番号制度対応のための支出システム連携改修費を補正するものです。15（款）保険給付費3億2,655万9,000円の増額は、10（項）介護サービス等諸費2億8,962万5,000円、15（項）介護予防サービス等諸費2,522万4,000円、20（項）その他諸費24万9,000円、25（項）高額介護サービス費500万2,000円、30（項）特定入所者介護サービス等費、348万1,000円、35（項）高額医療合算介護サービス等費297万8,000円をそれぞれを増額補正するものです。35（款）諸支出金107万9,000円の増額は、所得修正等による過年度分介護保険料の変更に伴う還付金の増額が見込まれるため、不足分について補正するものです。45（款）地域支援事業費10万円の増額は、一般介護予防事業における通いの場の増加が見込まれるため、立ち上げ時の血压計購入等に対する補助金を補正するものです。50（款）予備費107万9,000円の減額は、35（款）の還付金に充当するために補正するものです。

以上が平成29年度介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第73号を水道局長。

○水道局長（小西 裕彰君） おはようございます。よろしく申し上げます。

議案書12ページをお願いいたします。議案第73号、平成29年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。第2条、平成29年度上天草市水道事業会計予算（第3号）に定められた収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ1,143万8,000円増額し、9億9,464万6,000円とするものでございます。詳細につきましては3ページからの実施計画書で御説明いたします。

収入につきましては1（款）水道事業収益2（項）営業外収益、2（目）他会計補助金1,143万8,000円の増額は、一般会計補助金経営基盤強化の増額によるものでございます。

支出につきましては8ページをごらんください。1（款）水道事業費用2（項）営業外費用、2（目）雑支出37万2,000円の増額は、平成28年度国庫補助金消費税分返還金の計上によるものでございます。4（項）1（目）予備費の1,106万6,000円の増額は予算調整によるものでございます。

予算書1ページに戻りまして、第3条予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的収入予定額は、第4項負担金を220万円増額し、1億7,020万円とするものでございます。資本的支出予算額に増減はございません。資本的支出額に対し不足する額3億6,186万5,000円を3億5,966万5,000円に改め、過年度損益勘定留保資金3億3,376万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税基本的収支調整額2,590万1,000円で補填するも

のでございます。詳細につきましては9ページの資本的収入で御説明いたします。1（款）資本的収入、4（項）1（目）工事負担金220万円の増額は、星平地区配水管布設工事負担金の増額によるものでございます。

以上が平成29年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）の概要でございます。提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を得る必要がございます。

これが議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（園田 一博君） 次に議案第74号を建設部長。

○建設部長（藤島 幸治君） おはようございます。よろしくお願いたします。

議案書13ページをお願いいたします。議案第74号、平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。内容につきましては別冊予算書及び別冊説明書により御説明いたします。

まず、別冊予算書の1ページをお願いいたします。第2条平成29年度上天草市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収益的収入予定額は36万円を増額し、2億9,935万7,000円とし、収益的支出予定額は、138万5,000円を増額し、2億6,595万1,000円とするものでございます。詳細につきましては別冊説明書の1ページをごらんください。

収入につきましては1（款）下水道事業収益、2（項）営業外収益、7（目）雑収益36万円の増額は、確定申告による消費税及び地方消費税還付金を計上するものでございます。

支出につきましては2ページをごらんください。1（款）下水道事業費用、1（項）営業費用171万7,000円の増額は3（目）処理場費において、契約単価と処理量が増加したことによる合津終末処理場汚泥処理委託料157万8,000円及び4（目）総係費において、4月の人事異動等に伴う人件費13万9,000円を計上するものでございます。2（項）営業外費用、1（目）支払い利息及び企業債取扱諸費17万3,000円の減額は、地方債元利償還金の更正額、3（項）特別損失、3（目）過年度収益修正損15万9,000円の減額は、6月賞与に係る更正額をそれぞれ計上するものでございます。

補正予算書2ページ戻りまして、第3条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的収入予定額につきましては1（款）資本的収入、1（項）分担金及び負担金210万円、2（項）国庫補助金1,760万円、3（項）企業債1,580万円をそれぞれ減額し、収入総額を1億2,957万8,000円とするものでございます。資本的支出の予定額につきましては、1（款）資本的支出、1（項）建設改良費3,545万円、2（項）固定資産購入費6万3,000円、3（項）企業債償還金454万1,000円をそれぞれ減額し、支出総額を2億4,198万9,000円とするものでございます。第3条予算第4条本文括弧書きにつきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,241万1,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額414万円、当年度分損益勘定留保資金8,054万8,000円及び当年度利益剰余金処分額

2,772万3,000円で補填するものでございます。詳細につきましては、別冊説明書の3ページをごらんください。

収入につきましては1(款)資本的収入1(項)分担金及び負担金、1(目)分担金210万円の減額は、加入見込み世帯数の減による受益者分担金の更正減、2(項)1(目)国庫補助金1,760万円の減額は、社会資本整備総合交付金の内示額の減によるものでございます。3(項)企業債、1(目)建設改良費1,580万円の減額は、社会資本整備総合交付金の内示額の減による事業費の減額に伴い、公共下水道事業債及び過疎対策事業債を減額するものでございます。

支出につきましては4ページをごらんください。1(款)資本的支出、1(項)建設改良費3,545万円の減額は、1(目)管路施設建設改良費において、社会資本整備総合交付金の内示額の減により、下水道ストックマネジメント計画策定業務委託料など2,300万円及び2(目)処理場施設建設改良費において、合津終末処理場再構築基本設計委託料など1,245万円を減額するものでございます。3(項)1(目)企業債償還金451万1,000円の減額は、地方債元利償還金支払い予定額の減額によるものでございます。

補正予算書2ページに戻りまして、第4条予算第5条に定めた債務負担行為の補正につきましては、合津終末処理場運転管理業務委託ほか4件の債務負担行為の限度額をそれぞれ定めるものでございます。

以上が平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算(第2号)の概要でございます。提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第75号を病院事務長。

○病院事務長(尾崎 忠男君) おはようございます。よろしく申し上げます。

議案書14ページをお願いいたします。議案第75号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の1ページをお願いいたします。第2条、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ95万3,000円増額し、38億2,959万7,000円とするものでございます。

収入につきまして御説明いたします。12ページをごらんください。1(款)病院事業収益4(項)看護学校収益、1(目)負担金交付金106万4,000円の増額は、熊本地震被災児童生徒支援等事業に係る一般会計負担金の増額でございます。2(目)補助金75万9,000円の増額は、熊本県被災児童生徒支援等補助金58万円及び熊本県看護学生県内定着促進事業補助金17万9,000円の増額でございます。3(目)使用料及び手数料87万円の減額は、熊本地震災害看護学生支援に係る事業量免除額を減額するものでございます。

次に支出につきまして御説明いたします。13ページをごらんください。1(款)病院事業費用4(項)看護学校費用、2(目)経費17万9,000円の増額は、熊本県看護学生県内定着促進

事業の実施により、報償費10万円、消耗品費2万6,000円、食糧費4万5,000円、通信運搬費8,000円を増額するものでございます。11(項)1(目)予備費77万4,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

2ページに戻りまして、第3条資本的収入及び支出でございます。予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億8,294万8,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額679万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,615万円で補填するものと改めまして、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。詳細につきましては14ページをごらんください。

収入につきまして御説明いたします。1(款)資本的収入、1(項)1(目)企業債5,700万円の減額は、非常用自家発電設備改修工事について必要発電量の精査確認により、工期がおくれたことから、本年度は設計業務委託のみを実施することとしたことから当該工事費の減額に伴い、その財源であります企業債を減額するものでございます。2(項)1(目)補助金99万1,000円の増額は、総合診療専門医育成支援設備整備補助金の増額でございます。

次に、支出につきまして御説明いたします。1(款)資本的支出、1(項)建設改良費、1(目)病院設備費5,545万5,000円の減額は、非常用自家発電設備改修工事5,694万3,000円を減額する一方で、テレビ会議システム148万8,000円を増額するものでございます。2(項)1(目)企業債償還金1万円の増額は、企業債償還金の不足額を増額するものでございます。

以上が平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第1号)の概要でございます。提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第76号から報告第13号まで2件を教育部長。

○教育部長(中 文近君) よろしく願いします。議案書15ページをお願いいたします。あわせて、説明資料の5ページから9ページをごらんください。

議案第76号、和解及び損害賠償額の決定について御説明いたします。平成29年7月6日上天草市大矢野町湯島7番地1の学校用地において発生したのり面崩壊による家屋家財損壊事故に関し、損害賠償額を決定し和解するものでございます。和解の相手方、損害賠償額及び和解事項につきましては議案書に記載のとおりでございます。損壊の状況につきましては、説明資料の8ページと9ページに掲載しておりますのでごらんください。提案理由といたしまして、今回の事故につきまして和解及び損害賠償額の決定をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に議案書16ページをお願いいたします。あわせて、説明資料の10ページをお願いいたします。報告第13号、専決処分の報告について御説明いたします。工事請負契約の変更について地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2

項の規定により御報告いたします。

専決第14号につきましては、平成29年第5回上天草市議会臨時会において議決されました松島総合運動公園陸上競技場人工芝生化改修工事請負契約のうち、契約金額1億6,163万5,046円を1,608万6,697円増額しまして、1億7,772万1,743円に変更したものでございます。変更の内容につきましては、人工芝への土砂流入を防ぐことで人工芝を適切に管理し、機能を長期間保持するため、インフィールド内に天然芝として残す予定であった部分の1,572平方メートルに人工芝を追加整備するものでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（園田 一博君） 日程第18、諮問第4号から日程第21、諮問第7号までの以上4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書17ページから20ページをお願いします。諮問第4号から第7号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて諮問させていただきます。今回の提案は人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。諮問を求める者の氏名は、再任の中田久子、野田敬子、そして新任の村田一安、田口元次です。住所、生年月日、経歴等につきましては議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。任期は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間です。提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要があります。

これが議案を提出する理由でございます。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日2日から10日までは議案研究のため休会し、次の本会議は11日午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。

なお、一般質問をされる方は5日の正午までに通告書の提出をお願いします。質疑をされる方は6日の正午までに通告書の提出をお願いします。本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時54分